

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日

目 次

告 示

○岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(地域振興課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二百五十四号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成五年岐阜県告示第七百九十号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 善

第5条第4項中「過疎地域」及び「という。」の下に「(第6項に該当する場合を除く。)」を加え、同条第5項中「特定地域経済活性化対策実施要綱(平成18年3月23日付け総行自第63号総務事務次官通知)」を「地域力創造対策実施要綱(平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知)」に、「特定地域経済活性化対策推進地域」を「地域力創造推進地域」に改め、「(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)」を削り、「をいう。」の下に「(第6項に該当する場合を除く。)」を加え、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心城市及びその周辺市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とし、第2項中「20パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(経過措置)
第22条 特定地域経済活性化対策実施要綱(平成18年3月23日付け総行自第63号 総務

事務次官通知)に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」において、平成20年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項の適用については、同項中「24億円」とあるのは「30億円」と、「36億円」とあるのは「45億円」とする(当該事業が第4項に規定する「過疎地域」において実施される場合にあつては、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とする。)

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第4項	「過疎地域、 同法	「過疎地域」、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」、過疎地域自立促進特別措置法
第5条第5項	「過疎地域」	「過疎地域」又は「特別豪雪地帯」
第22条	30億円	33億円
	45億円	48億円
	「過疎地域」	「過疎地域」又は「特別豪雪地帯」
	37.5億円	41億円
	56億円	59億円